

■ 地域協議会に関する制度（案）に盛り込む主な内容

制度（案）に盛り込む主な内容（A）	運用（案）に盛り込む主な内容（B）												
<p>◆ 制度を設ける目的は何？（A-1） 小牧市自治基本条例に規定する地域自治組織のうち、地域協議会に関して規定することにより、地域協議会の設立等を進め、地域協議会が円滑に活動を行えるようにすることで、市と市民が協働して支え合い・助け合いの地域づくりを推進します。</p> <p>◆ 市民、地域協議会、地域協議会の設立準備委員会はどんなもの？（A-2） (1) 市民 市内で住み、働き、若しくは学ぶ者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体を言います。 (2) 地域協議会 小学校区単位を基本とする市民により構成され、認定を受けたものを言います。 (3) 地域協議会設立準備委員会 地域協議会の設立を目指し、事前準備及び各種団体との調整等を行う市民により構成される団体を言います。</p> <p>◆ 地域協議会の詳細と認定の手続き、活動内容等はどんなもの？（A-3） «名称は？»（A-3-1） 地域協議会の名称は、地域の特色や既存団体の名称等を考慮し、決定することができるものとします。 «構成員は？»（A-3-2） 地域協議会の区域内の市民 «認定の要件は？»（A-3-3） (1) 名称、事務所の所在地等その他必要な事項が、規約に定められている団体 (2) 団体の運営が、市の基準や規約に基づき公正に行われている団体 (3) 区域内の区の代表者が参画し、民主的な運営がなされている団体 (4) 区域内の市民が、活動に自由に参加することができる団体 «地域協議会の範囲は？»（A-3-4） 地域協議会は一の小学校区につき、1団体に限り設立できるものとします。区域は、概ね小学校区単位とします。 «地域協議会の活動内容は？»（A-3-5） (1) 地域の課題に関する話し合い (2) 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定 (3) 課題解決事業の企画・実施 (4) 交流促進事業の企画・実施 等 その他、市民への地域協議会の活動への参画の呼びかけや活動に関する情報提供、他の地域協議会との連携及び協力するものとします。 «地域協議会がしてはならない活動は？»（A-3-6） 公共性がない活動、宗教活動、政治活動、特定の公職の候補者・公職にある者・特定の政党を推薦や支持又は反対することを目的とする活動、反社会的な活動とします。 ◆ 地域協議会への市の支援は何があるの？（A-4） 地域協議会への財政・人的支援等、地域協議会設立準備委員会への財政支援等を実施します。 ◆ どんな時に書類を届け出るの？（A-5） 地域協議会の認定について、変更が生じた場合など必要に応じて市長に届出を行うものとします。 ◆ どんな時に地域協議会の認定は取消しをされるの？（A-6） 地域協議会の認定要件に該当しなくなった場合、又は活動してはならない活動を実施したと認められる場合には、認定取消しの手続きを行うものとします。 ◆ もっと細かい手続きについてはどうなるの？（A-7） 詳細な手続きについては、運用に定めるものとします。</p>	<p>◆ 運用を定める目的は何？（B-1） 地域協議会の制度の運用に関して詳細な手続きを定めるものとします。</p> <p>◆ 地域協議会の認定の具体的な手続きは？（B-2） 認定を受けようとする団体は、地域協議会認定申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとします。 (1) 規約（団体名称及び主たる事務所の所在地、目的、事業、意思決定に係る手続等） (2) 役員名簿 (3) 当該年度の事業計画書及び予算書 (4) その他市長が必要と認める書類 市長は、申請書を受理したときは、認定の可否を地域協議会認定可否決定通知書により通知するとともに、その旨を告示するものとします。</p> <p>◆ 地域協議会の活動段階はあるの？（B-3） 地域協議会の活動については、地域協議会設立からの経過年数に応じて段階的に取り組む事業を定めるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="1531 730 2757 1260"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>設立からの年数</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>地域協議会設立日から満3年が経過する日が属する年度まで</td> <td>・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業若しくは福祉分野の事業の実施</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>地域協議会設立4年度から6年度まで</td> <td>・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>地域協議会設立7年度以降</td> <td>・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施 ・課題解決事業（防災防犯分野、福祉分野、その他の分野のいずれか）の実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 地域協議会の計画などの定期的な報告はあるの？（B-4） 地域協議会は、毎年度以下の書類を市長に提出するものとします。 （前年度の事業報告書及び収支決算書、当該年度の事業計画書及び収支予算書等）</p> <p>◆ 認定内容に変更が生じたときはどうするの？（B-5） 認定を受けた地域協議会は、地域協議会認定事項変更届に、変更内容を証する書類を添付して、市長に提出するものとします。 (1) 地域協議会の会長等の役員を変更したとき (2) 地域協議会の規約を変更したとき (3) 地域協議会の計画を変更したとき (4) その他市長が必要と認める事由</p> <p>◆ もし地域協議会を解散する時はどうするの？（B-6） 地域協議会は、解散しようとするときは、地域協議会解散届を市長に提出する。地域協議会解散届を受理した場合は、その旨を告示するものとします。</p> <p>◆ もし地域協議会の認定を取り消されたらどうなるの？（B-7） 市長は、認定の取消しを行ったときは、地域協議会認定取消通知書により、代表者に通知するとともに、その旨を告示するものとします。</p> <p>◆ もっと細かい手続きについてはどうなるの？（B-8） より詳細な手続きについては、別に定めるものとします。</p>	段階	設立からの年数	活動内容	第1段階	地域協議会設立日から満3年が経過する日が属する年度まで	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業若しくは福祉分野の事業の実施	第2段階	地域協議会設立4年度から6年度まで	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施	第3段階	地域協議会設立7年度以降	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施 ・課題解決事業（防災防犯分野、福祉分野、その他の分野のいずれか）の実施
段階	設立からの年数	活動内容											
第1段階	地域協議会設立日から満3年が経過する日が属する年度まで	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業若しくは福祉分野の事業の実施											
第2段階	地域協議会設立4年度から6年度まで	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施											
第3段階	地域協議会設立7年度以降	・地域の課題に関する話し合い ・地域づくりに関する計画の策定 ・防災防犯分野の事業の実施 ・福祉分野の事業の実施 ・課題解決事業（防災防犯分野、福祉分野、その他の分野のいずれか）の実施											